

資料編

○小郡市老人福祉計画作成協議会設置規則

平成 10 年 6 月 19 日

規則第 18 号

小郡市老人保健福祉計画策定検討協議会設置規則(平成 5 年小郡市規則第 11 号)の全部を改正する。

(設置及び目的)

第 1 条 この規則は、小郡市老人福祉計画及び小郡市介護保険事業計画作成又は見直しするため、小郡市老人福祉計画作成協議会(以下「協議会」という。)を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 小郡市老人福祉計画の作成又は見直しに関すること。
- (2) 小郡市介護保険事業計画の作成又は見直しに関すること。
- (3) 小郡市老人福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 小郡市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (5) その他前 4 号の目的達成に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 小郡三井医師会代表
- (2) 民生委員・児童委員協議会代表
- (3) 老人クラブ連合会会長及び女性副会長
- (4) 老人福祉施設長
- (5) 介護老人福祉施設長
- (6) 介護老人保健施設長
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター代表
- (9) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表から意見を聞くことができる。

（プライバシーの保護）

第7条 委員は、協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分に配慮しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成23年小郡市条例第9号)を適用する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（中略）

附 則（平成26年3月17日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○小郡市老人福祉計画作成協議会 委員名簿

番号	第3条 第1項	組織等	職名	氏名
1	第1号	小郡三井医師会 代表	医療法人社団 豊泉会 弥生ファミリー クリニック 院長	◎佐々木 一彦
2	第1号	小郡三井医師会 代表	医療法人社団 豊泉会 理事長	丸山 泉
3	第2号	民生委員児童委員協議会 代表	会 長	○坂田 耕三
4	第2号	民生委員児童委員協議会 代表	副会長	荒川 ますみ
5	第3号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	会 長	長谷 紹男
6	第3号	老人クラブ連合会会長 及び女性副会長	副会長	熊手 須美子
7	第4号	老人福祉施設長	小郡池月苑 施設長	永利 新慈
8	第5号	介護老人福祉施設長	青寿苑 施設長	山津 真規子
9	第6号	介護老人保健施設長	しらすぎ苑 苑長	柳 文 生
10	第7号	社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 代表	会 長	吉塚 邦之
11	第8号	公益社団法人 小郡大刀洗 広域シルバー人材センター 代表	理事長	池田 清巳
12	第9号	その他市長が必要と認める者	グループホーム幸 管理者	竹内 篤徳
13	第9号	その他市長が必要と認める者	介護家族 「笑顔のつどい」 会長	久永 由紀子
14	第9号	その他市長が必要と認める者	公 募	森田 由美子
15	第9号	その他市長が必要と認める者	公 募	森 雅哉

◎会長 ○副会長

○策定経過

日時	会議等	概要
平成25年 12月9日	第1回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第6期老人福祉計画・介護保険事業計画の概要等について 市民意識調査（一般高齢者用・認定者用）について
平成26年 1月15日～ 1月28日	高齢者福祉実態調査	
平成26年 5月	高齢者福祉・介護に係る課題調査	
平成26年 3月18日	第2回 小郡市老人福祉計画作成協議会	実態調査（一般高齢者用）の結果報告について 実態調査（認定者用）の結果報告について
平成26年 10月8日	第3回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第5期老人福祉計画・介護保険事業経過報告及び第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
平成27年 1月14日	第4回 小郡市老人福祉計画作成協議会	第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の素案について
平成27年 1月19日～ 1月30日	パブリック・コメント	
平成27年 2月16日	第5回 小郡市老人福祉計画作成協議会	パブリック・コメント（意見募集）の実施結果の報告について 最終計画案の承認について

○用語解説

か 行	介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地域区分が設けられている。
	介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者の多様なニーズに、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施する。住民主体のサービス利用等により費用の効率化を同時に図る。
	ケアプラン	ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。
	ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する専門職。
	高額介護サービス費	所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
さ 行	作業療法士（OT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。
	社会福祉士	1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職。専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う。
	生活習慣病	従来、成人病として扱われていた脳卒中、心臓病、がん、糖尿病に加え、肝疾患、胃潰瘍、骨粗しょう症などの食事、運動、休養、喫煙、飲食等の生活習慣によって、発症や進行が影響を受ける疾病。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。
た 行	地域ケア	高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。
	地域密着型サービス	認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。

た 行	超高齢社会	全人口に占める 65 歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と言われている。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定以下の要介護（支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合、食費・居住費等の負担を軽減するために支給される給付。
な 行	二次医療圏	地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等を考慮し、一体の区域として、入院医療を提供することが相当であるとする単位のこと。病床数等を二次医療圏ごとに規定している。
	認知症	脳の障害によって起こる症状で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、知るためのもの。
	認知症サポーター	養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う。
は 行	バリアフリー	「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。
	看護小規模多機能型居宅介護	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスの複合型サービスが名称変更により、看護小規模多機能型居宅介護となった。小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス。これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられる。
や 行	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人、子どもなど、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。
	要介護者	①要介護状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
	要支援者	①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
ら 行	理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。

小 郡 市

第 6 期 高 齡 者 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 險 事 業 計 画

発 行 年 月 平 成 27 年 3 月

発 行 福 岡 県 小 郡 市

編 集 小 郡 市 保 健 福 祉 部 介 護 保 険 課

〒838-0198 福 岡 県 小 郡 市 小 郡 255-1

TEL 0942-72-2111 / FAX 0942-73-4466

<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>